

知財を
生かす!



特許庁中小企業応援宣言!

海外展開 支援策

まる分かりガイド

外国出願・権利化等
費用の補助

模倣品対策支援

冒認商標無効・
取消係争支援

防衛型侵害対策支援

海外知財訴訟費用保険

INPIT
知財総合支援窓口

海外展開に向けて知財の



海外における知財活動

情報収集



海外の知財制度等の
情報収集をしたい！

- **新興国等知財情報データバンク** …… P 14
アジアを中心に、中東、アフリカ、
中南米などの各国・地域知的財産制度を紹介
- **各種マニュアル・事例集・調査報告書** …… P 14
海外進出時の知財リスクや、
外国の模倣対策を解説
- **国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) で
模倣品対策の仲間を作る** …… P 14



権利化



外国出願・権利化費用
したい！（海外権利化

- **【出願】にかかる費用補助** (全国から)
 - **軽減・支援措置** ……
 - **特許出願の【審査請求】・【中間応答】
費用補助** ……
- ▶
- **外国出願費用の負担を
(海外出願支援事業)**
 - **【出願】にかかる費用補助** (地域ごと)



知財の専門家に無料で相談できます！

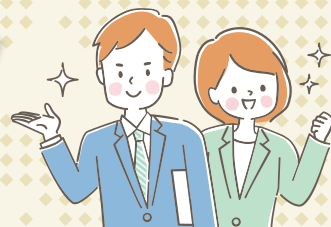
● INPIT知財総合支援窓口 …… P 12

様々な経営課題について、知財の側面から
解決を図ります

● 海外展開知財支援窓口 …… P 13

企業等における豊富な知的財産経験を有する知財戦
略エキスパートが海外ビジネス展開に応じた知的財
産リスクや対策をアドバイスします。

支援策を知りたい!



権利行使 (侵害対策)



海外での模倣品被害を何とかしたい…

● 模倣品対策支援 …………… P 8

海外での模倣品に関する侵害調査、警告、行政摘発等に要する費用の2/3を助成



海外企業に自社の商標を
抜け駆け出願された…

● 冒認商標無効・取消係争支援 …………… P 9

企業ブランドの商標等を第三者に先取りされた場合の取消費用の2/3を助成



外国企業から警告状が届いた、
訴えられた…

● 防衛型侵害対策支援 …………… P 10

海外で知財係争に巻きこまれた際の弁護士
相談費用など訴訟費用の2/3を助成

● 海外知財訴訟費用保険 …………… P 11

海外知財係争に備えた団体保険加入時の掛金の1/2を助成

の負担を軽減
支援事業)

の公募) …………… P 4

…………… P 5

にかかる

…………… P 6

軽減したい!

の公募) …………… P 7

知財全般の相談については **INPIT知財総合支援窓口** をご利用ください!

全国共通ナビダイヤル

0570-082100

※全国47都道府県に設置されたお近くの窓口につながります。

外国出願・権利化費用の負担を軽減したい!

出願可能期間を拡大します! 全国の事業者等が申請できます!

外国出願・審査請求・中間応答支援 (海外権利化支援事業)

事業の概要

海外市場での販路開拓や円滑な営業展開、また模倣被害への対策には、進出先において特許権や商標権等を取得することが重要です。

特許庁では、外国での特許、実用新案、意匠又は商標の出願・権利化を予定している中小企業、中小スタートアップ企業、小規模企業、大学等に対し、一般社団法人発明推進協会を通じて、海外知財庁における権利化(①出願、②審査請求、③中間応答)に要する費用の1/2を助成します。

【出願】にかかる費用補助

1 支援の概要

特許庁では、外国での特許、実用新案、意匠又は商標の出願・権利化を予定している中小企業、中小スタートアップ企業、小規模企業、大学等に対し、一般社団法人発明推進協会を通じて、**外国出願に要する費用の1/2を助成**します。

助成対象となる経費

【出願】

① 外国特許庁への出願手数料

- **特許・実用新案**……各国への直接出願費用、PCT国際出願の国内移行費用
- **商標**……各国への直接出願費用、マドプロ出願費用
- **意匠**……各国への直接出願費用、ハーグ出願費用

※日本国特許庁に支払う手数料、国内外消費税等については助成対象外になります。

② ①に要する国内代理人・現地代理人費用 ③ ①に要する翻訳費用

2 支援の対象・要件

【対象】

- 中小企業、中小スタートアップ企業、小規模企業、大学等(国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置対象を想定)。
- 地域団体商標の外国出願については商工会議所、商工会、NPO法人等が対象。

【要件】

- 応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後に同内容の出願を優先権を主張して外国へ公募毎に指定する期限までに出願を行う予定の案件。

※商標については優先権を主張しない案件も可とします。

※基礎となる国内出願を有しないPCT国際出願(ダイレクトPCT出願)、ハーグ出願については、出願時に日本国を指定締約国に含むこと。

- 先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。
- 外国で権利が成立した場合等において「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している」こと。

※冒認出願とは、悪意の第三者による先取り出願のこと。

- 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

※採択された場合は、企業名・所在地等について公表いたします。

※採択された場合は、事業完了後5年間の状況調査(フォローアップ調査、ヒアリング等)を行います。

※要件等の詳細については「お問い合わせ先」、または「ウェブサイト」をご確認ください。

※PCT国際出願の手数料軽減・支援措置については、P5記載の「PCT国際出願に要する費用を安くできます!」をご参照ください。

3 補助率・上限額

補助率 1/2

上限額 1企業あたり:300万円

1案件あたり:特許 150万円 実用新案・意匠・商標 それぞれ60万円 冒認対策商標 30万円

※冒認対策商標とは、冒認出願の対策を目的とした商標出願

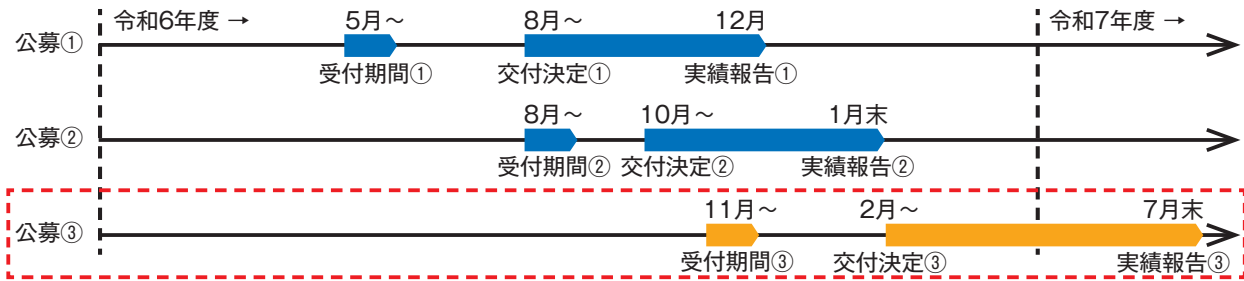
4 公募の時期

年3回程度（5月下旬、8月中旬、11月中旬頃を予定）

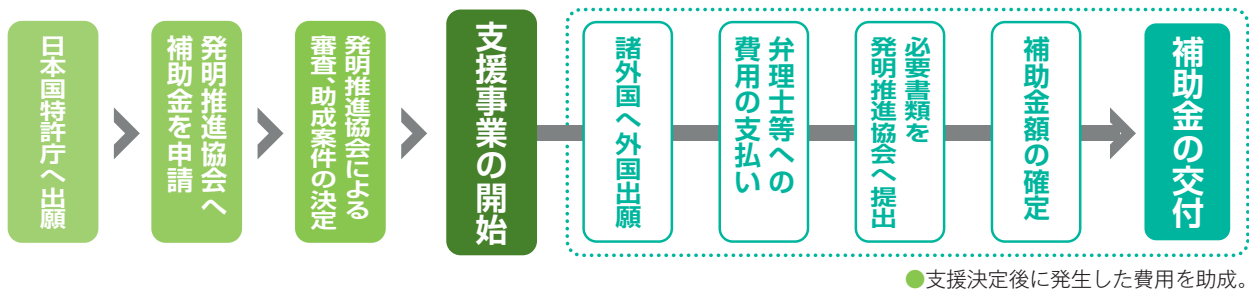
具体的な公募期間については、準備が整い次第、特許庁及び一般社団法人 発明推進協会のウェブサイトにて公表いたします。 ※年度をまたいだ補助事業の実施が可能となります（以下赤枠）。



●事業実施スケジュール（予定）



5 支援の流れ



お問い合わせ先

海外権利化支援事業

【補助金申請先】

一般社団法人 発明推進協会
調査研究グループ 調査管理チーム サポートデスク TEL：03-3502-5448

【制度全般について】

特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室 TEL：03-3581-1101（内線2577）
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/kaigai-shien_new-business.html



PCT国際出願に要する費用を安くできます！

日本の特許庁に対し、日本語でPCT国際出願を予定している中小企業や大学等のみなさまに朗報です！
軽減・支援措置を利用すると、手数料がトータルで…

中小企業・大学は**1/2**に！
小規模企業・中小スタートアップ企業は**1/3**に！
福島浜通り等の中小企業は**1/4**に！

※大企業の子会社は基本的に対象外



軽減・支援措置

対象となる手数料

出願時：送付手数料・調査手数料・国際出願手数料

予備審査請求時：予備審査手数料・取扱手数料

申請方法

願書又は予備審査請求書と同時に、軽減申請書を提出してください。



※詳細は、特許庁ウェブサイト「2024年1月以降に行う出願・予備審査請求の国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置の申請手続」でご確認ください。

お問い合わせ先（対象要件について）特許庁 総務部 総務課 調整班 TEL：03-3581-1101（内線2105）
（手続について）特許庁 審査業務部 出願課 国際出願室 TEL：03-3581-1101（内線2643）

外国出願の権利化を目指したい！拒絶理由通知に回答したい！

特許出願の【審査請求】・【中間応答】にかかる費用補助

1 支援の概要

【審査請求】

海外で特許の権利化を進めるにあたり、出願後に審査を開始するための「審査請求」が必要な国・地域があります。

特許庁では、外国特許庁へ「審査請求」を予定している中小企業者等に対し、(一社) 発明推進協会を通じて、**外国特許庁での審査請求に要する費用の1/2を助成します。**

助成対象
となる
経費

- ① 外国特許庁への審査請求料
※審査請求と同時にを行う補正費用についても対象
- ② ①に要する国内代理人・現地代理人費用
- ③ ①に要する翻訳費用

【中間応答】

海外の特許出願について、出願国での審査の結果、拒絶の理由があると判断されると「拒絶理由通知」が出されます。権利化のためには、これらの拒絶理由を解消するための応答手続（中間応答）が必要です。特許庁では、外国へ特許出願を行った案件で、拒絶理由通知を受領し、今後応答を検討している中小企業等に対し、(一社) 発明推進協会を通じて、**外国出願の中間応答に要する費用の1/2を助成します。**

- ① 外国特許庁への中間応答費用
※中間応答と同時にを行う補正費用についても対象
- ② ①に要する国内代理人・現地代理人費用
- ③ ①に要する翻訳費用

2 支援の対象・要件

【対象】(共通) P.4「海外権利化支援事業」、「【出願】にかかる費用補助」、「②支援の対象・要件」と同様

【要件】 **【審査請求】**

令和5年度までに、特許庁の「外国出願補助金（中小企業等外国出願支援事業）」または「スタートアップで活用予定の海外出願支援事業（出願手続）」を利用して出願した「特許」の案件で、審査請求期間内であること。

【中間応答】

- 特許庁の「外国出願補助金（中小企業等外国出願支援事業）」または「スタートアップで活用予定の海外出願支援事業（出願手続）」を利用して出願した「特許」の案件で、出願国知財庁から、「拒絶理由通知」を受領している案件であること。
- 拒絶理由に「新規性」、「進歩性」が指摘された案件であること。
採択後に、応答手続を行い、応答期限内の対応が可能な案件であること。

3 補助率・上限額（【審査請求】・【中間応答】共通）

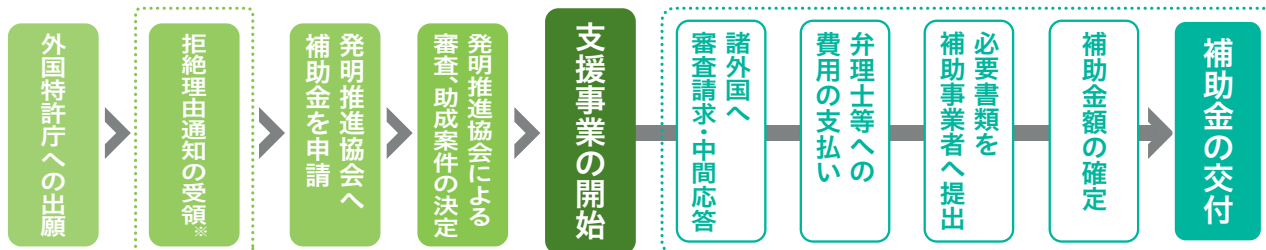
補助率 1/2

上限額 1手続あたり（各国別）：50万円

4 公募の時期

5月下旬頃の公募を予定しております。具体的な公募期間については、準備が整い次第、特許庁及び一般社団法人 発明推進協会のウェブサイトにて公表いたします。

5 支援の流れ



お問い合わせ先

【補助金申請先】

一般社団法人 発明推進協会
調査研究グループ 調査管理チーム サポートデスク TEL：03-3502-5448

【制度全般について】

特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室 TEL：03-3581-1101（内線2577）
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/kaigai-shien_new-business.html

海外権利化支援事業



外国出願費用の負担を軽減したい!

東京都・沖縄県以外の中小企業等の方はこちらも利用できます!

地域の中小企業等の外国出願支援 (海外出願支援事業)

1 支援の概要

海外市場での販路開拓や円滑な営業展開、また模倣被害への対策には、進出先において特許権や商標権等を取得することが重要です。

特許庁では、外国へ特許、実用新案、意匠又は商標の出願を予定している中小企業等に対し、都道府県中小企業支援センター等を通じて、**外国出願に要する費用の1/2を助成**します。

助成対象となる経費

① 外国特許庁への出願手数料

- **特許・実用新案**……各国への直接出願費用、PCT国際出願の国内移行費用
 - **商標**……各国への直接出願費用、マドプロ出願費用
 - **意匠**……各国への直接出願費用、ハーグ出願費用
- ※日本国特許庁に支払う手数料、国内外消費税等については助成対象外になります。

② ①に要する国内代理人・現地代理人費用

③ ①に要する翻訳費用

2 支援の対象・要件

【対象】 ● 中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者）。ただし、みなし大企業を除く。

● 地域団体商標の外国出願については商工会議所、商工会、NPO法人等が対象。

【要件】 P.4「海外権利化支援事業」、「【出願】にかかる費用補助」、「②支援の対象・要件」と同様

3 補助率・上限額

補助率 1/2

上限額 1企業あたり：300万円

1案件あたり：特許 150万円

実用新案・意匠・商標 それぞれ60万円

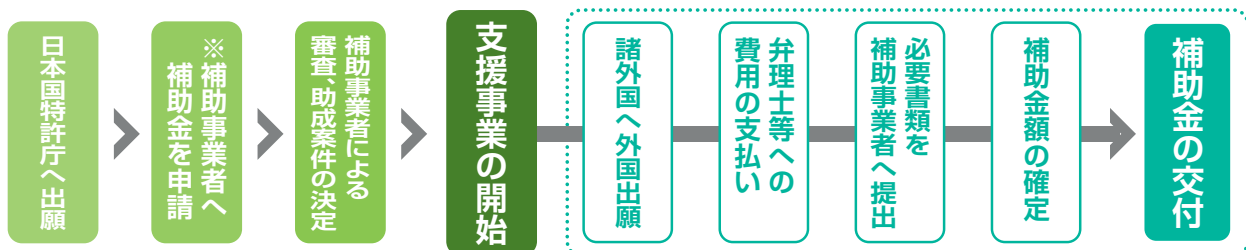
冒認対策商標 30万円 ※冒認対策商標とは、冒認出願の対策を目的とした商標出願

4 公募の時期

4月～7月頃に、都道府県中小企業支援センター等において公募を受け付けます。

本年度の公募期間については、裏表紙の実施機関に記載の各センターにお問い合わせください。

5 支援の流れ



※補助事業者＝都道府県中小企業支援センター等（連絡先は裏表紙を参照） ● 支援決定後に発生した費用を助成。

お問い合わせ先

【実施機関】 ※本社、支社、事業所等がある地域の補助事業者に申請できます。

都道府県中小企業支援センター等（裏表紙をご参照ください。）

【制度全般について】

特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室 TEL：03-3581-1101（内線2577）

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusuyutugan.html

海外出願支援事業



権利化

権利行使（侵害対策）

情報収集

模倣品対策支援 (海外侵害対策支援事業)

権利化

権利行使 (侵害対策)

情報収集

1 支援の概要

経済のグローバル化に伴い、日本企業の商品の模倣品が製造され、各国で被害が報告されています。模倣品の放置は、ブランドイメージの低下や模倣品による安全性の問題など企業に悪影響をもたらす恐れがあり、対策を講じることが重要です。

特許庁では、海外で模倣品被害を受けている中小企業者に対して海外侵害調査、警告状の作成、行政摘発の実施等について、その費用の2/3を助成しています。

助成対象となる経費

- ① 模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査に要する費用
- ② 調査結果に基づく模倣品業者に対する警告文作成、行政摘発、取り締りに要する費用
※なお行政摘発、取り締りについて、特許権・実用新案権・意匠権は中国のみが対象国となります。
- ③ 調査結果に基づく税関登録、税関差止請求等、模倣品が販売されているウェブサイトの削除申請に要する費用
- ④ ①～③に要する代理人費用

※①～③について、国・地域によっては実施できない可能性もございますので、事前に補助金申請先のジェットロにご相談ください。



2 支援の対象・要件

- 「中小企業者」又は「中小企業者で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者）ただし、みなし大企業を除く。
- 「地域団体商標」の模倣被害については、商工会議所、商工会、NPO法人等が対象。
- 対象国において、特許、実用新案、意匠、商標の権利を保有していること。
- 対象国において、権利侵害の可能性を示す証拠があること。

※要件等の詳細は「お問い合わせ先に記載されているウェブサイト」をご確認ください。

3 補助率・上限額

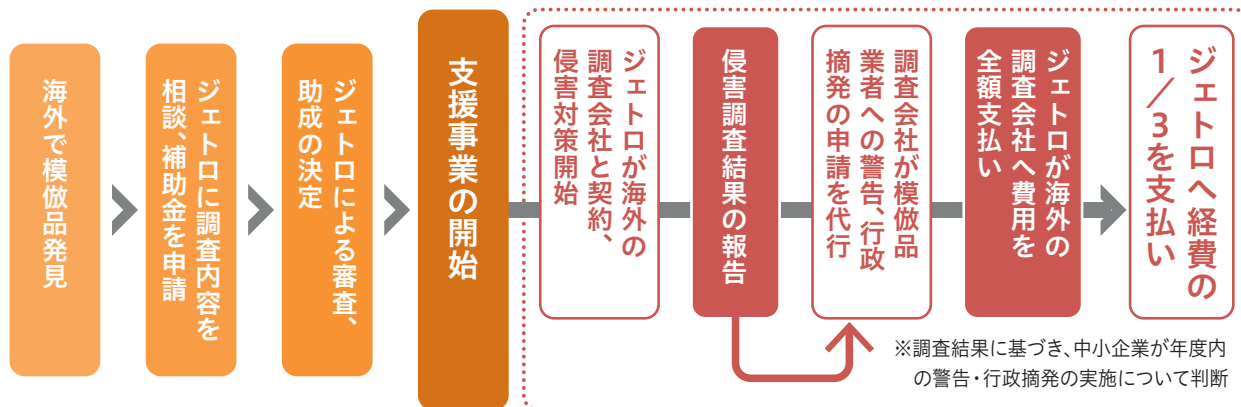
補助率 2/3
上限額 400万円

4 公募の時期

2024年10月31日まで（予算がなくなり次第終了）
※十分な調査等を行うためにも、なるべく早い時期での申請をお勧めいたします。

5 支援の流れ

〈サポート型支援〉



〈セルフ型支援〉

支援決定後、調査会社との契約・対策の実施をジェットロの支援を受けず、自社で行うセルフ型の支援があります。当制度の詳細は、補助金申請先のジェットロまでお問い合わせください。

冒認商標無効・取消係争支援 (海外侵害対策支援事業)

1 支援の概要

特許庁では、中国等海外で現地企業から、自社のブランドの商標や地域団体商標を冒認出願（※）された中小企業等に対し、異議申立や無効審判請求、取消審判（例：中国における三年不使用取消）請求など、冒認商標を取消すためにかかる費用の2/3を助成します。

※悪意の第三者が自社ブランド等を抜け駆け出願すること

助成対象となる経費

- ① 冒認商標を取り消すための、異議申立、無効審判請求、取消審判請求に要する費用
- ② ①に要する弁護士、弁理士等の代理人費用（和解金・損害賠償金は含まず）

2 支援の対象・要件

- 「中小企業者」又は「中小企業者で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者）ただし、みなし大企業を除く。
- 「地域団体商標」に関する係争については、商工会議所、商工会、NPO法人等が対象。
- 取り消そうとする冒認商標と同一又は類似の商標権を日本国で保有していること。

※商標が同一又は類似及びその商標を使用する商品・役務が同一又は類似であること。

※要件等の詳細については、補助金申請先のジェットロまでお問い合わせください。

3 補助率・上限額

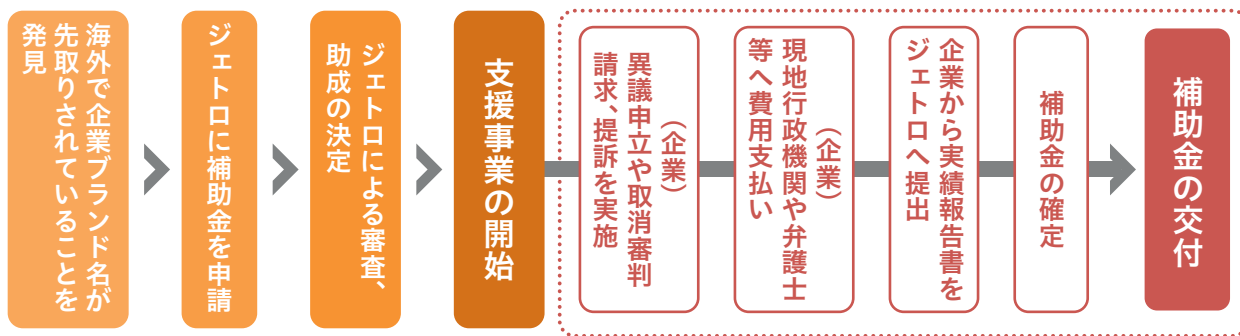
補助率 2/3
上限額 500万円

4 公募の時期

2024年10月31日まで（予算がなくなり次第終了）

※既に係争中の案件も対象となります。十分な対策を行うためにも、なるべく早い時期での申請をお勧めいたします。

5 支援の流れ



● 支援決定から翌年1月15日までに発生した費用を助成。

お問い合わせ先

模倣品対策支援事業

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service/



冒認商標無効・取消係争支援事業

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html



【補助金申請先】

（独）日本貿易振興機構（ジェットロ）知的資産部 知的財産課

TEL：03-3582-5198

【制度全般について】

特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室

TEL：03-3581-1101（内線2577）

防衛型侵害対策支援 (海外侵害対策支援事業)

権利化

権利行使 (侵害対策)

情報収集

1 支援の概要

近年では、進出先の国において、悪意のある外国企業から、冒認出願 (※) で取得された権利等に基づき、日本企業が権利侵害を指摘され、「警告状」を受けたり、「訴訟」を起こされたりするなどのトラブルに巻き込まれるケースが見られます。

特許庁では、このようなケースで海外企業から警告、訴訟など係争に巻き込まれた中小企業等に対し、対抗措置にかかる費用の2/3を助成します。

※悪意の第三者が自社ブランド等を取引先出願すること

助成対象となる経費

弁理士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用など

2 支援の対象・要件

- 「中小企業者」又は「中小企業者で構成されるグループ」(構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者) ただし、みなし大企業を除く。
- 「地域団体商標」に関する係争については、商工会議所、商工会、NPO法人等が対象。
- 対象国で係争に関連する産業財産権を保有、もしくはその実施権を得ていること。ただし、下記①、②の冒認出願による係争の場合は、係争に関連する産業財産権を日本国で保有していること。
- 海外において、外国企業から以下の①～③の理由により権利侵害を指摘され、「警告状」を受けたり、「訴訟」を提起される等の係争に巻き込まれている中小企業。
 - ① 冒認出願等により現地の産業財産権を現地企業に抜け駆けされている。
 - ② 現地の産業財産権を保有しつつも、事業を実施していない企業から権利行使されている。
 - ③ 無審査によって取得できる現地の産業財産権が現地企業との間で並存している。

※上記の係争相手である現地企業が日系企業である場合は原則支援対象外。

※要件等の詳細については、補助金申請先のジェトロまでお問い合わせください。

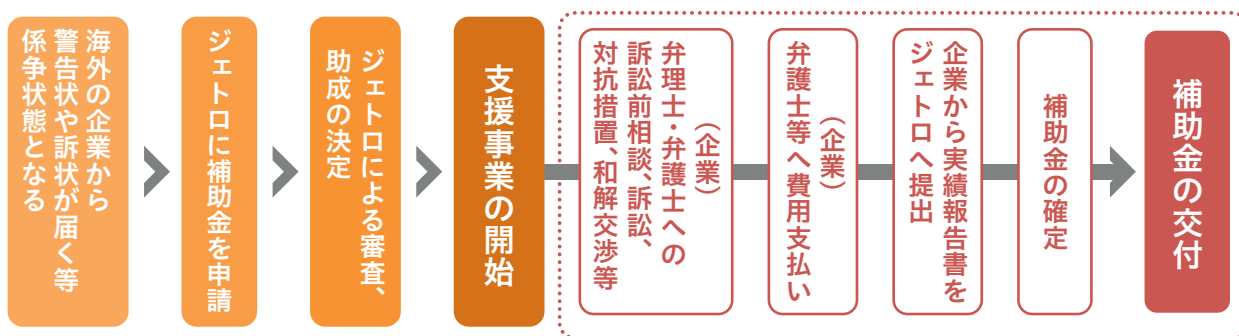
3 補助率・上限額

補助率 2/3
上限額 500万円

4 公募の時期

2024年10月31日まで (予算がなくなり次第終了)
※既に係争中の案件も対象となります。十分な対策を行うためにも、なるべく早い時期での申請をお勧めいたします。

5 支援の流れ



●支援決定から翌年1月15日までに発生した費用を助成。

お問い合わせ先

防衛型侵害対策支援事業

【補助金申請先】

(独)日本貿易振興機構(ジェトロ) 知的資産部 知的財産課 TEL: 03-3582-5198

【制度全般について】

特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室 TEL: 03-3581-1101 (内線2577)

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas



海外知財訴訟費用保険 (海外知財訴訟保険事業)

1 支援の概要

企業の海外進出の増加に伴い、新興国等、海外での知財係争に中小企業が巻き込まれるリスクが増加傾向にあります。

特許庁では、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合の「セーフティーネットとしての施策」として、全国規模の中小企業を会員とする団体に補助金を交付し、中小企業が海外知財訴訟費用保険に加入する際の掛金の一部を助成し、中小企業の掛金負担を軽減します。

助成対象となる経費

全国規模の中小企業等を会員とした団体を運営主体とする知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟費用保険の加入に要する費用

※海外知財訴訟費用保険の内容や加入手続については、海外知財訴訟費用保険を運営する「お問い合わせ先に記載されている【保険内容や保険加入について】の各団体」にご連絡ください。また、本補助事業全般については、特許庁国際協力課海外展開支援室までご連絡ください。

2 支援の対象・要件

- 日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の会員中小企業。ただし、みなし大企業を除く。
- 海外知財訴訟費用保険に加入する中小企業

※要件等の詳細は「お問い合わせ先に記載されているウェブサイト」をご確認ください。

3 補助率

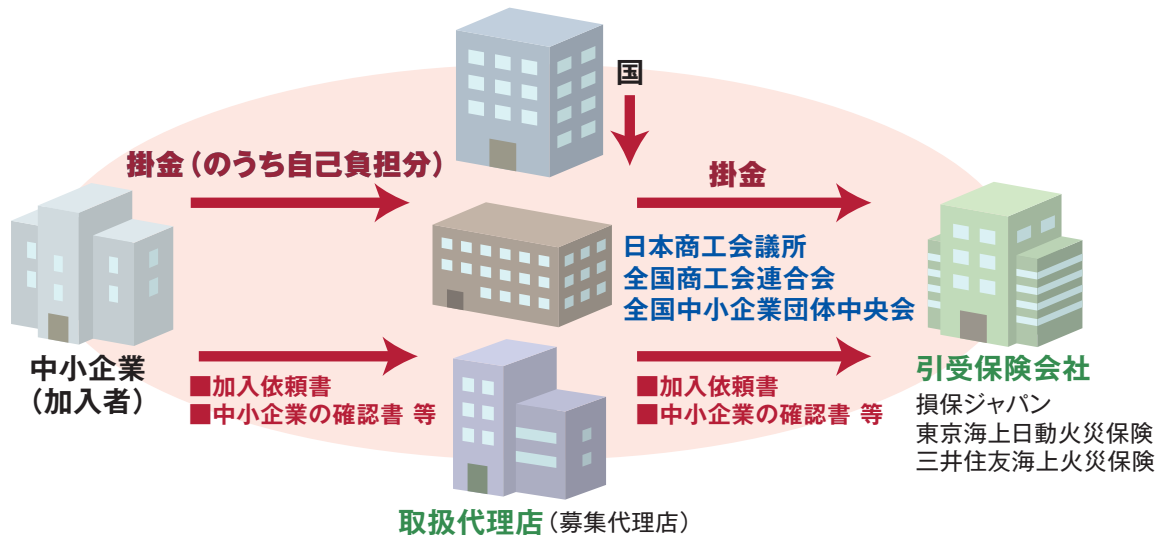
補助率 掛金の1/2

※2年目以降の更新の場合は、掛金の1/3

4 公募の時期

2024年7月1日始期分（7月1日付け加入分）より開始（2025年2月1日始期分まで又は予算がなくなり次第終了）

5 制度の仕組み



お問い合わせ先

特許庁 海外知財訴訟費用保険

【保険内容や保険加入について】

- (1) 日本商工会議所 総務部
- (2) 全国商工会連合会 企業支援部 リスクマネジメント課
- (3) 全国中小企業団体中央会 特命担当(保険)

TEL : 03-3283-7832

TEL : 03-6206-6264

TEL : 03-3523-4904

【制度全般について】

特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室

TEL : 03-3581-1101 (内線2577)

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html



INPIT知財総合支援窓口

権利化

権利行使(侵害対策)

情報収集

1 支援の概要

アイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な経営課題に対し、よろず支援拠点をはじめとする関係機関と連携しつつ、知財の側面から支援します。より専門的な相談や高度な相談については、**弁理士や弁護士等の専門家やINPITの知財戦略エキスパートが無料でアドバイスします。**

具体的な支援内容

～海外展開に関する支援～

海外で知的財産権を取得する際の外国出願に係る費用助成事業等の支援施策の紹介や外国の企業との知財に関するライセンス契約に関して専門家を活用しながら支援を行います。

2 支援の対象

- 社内に存在するアイデアや技術を利益につなげ、企業経営に生かしたい
- 社内の知財管理体制を整備したい
- 企業経営の中で生じた知的財産に関する悩みや課題の解決を行いたいなど、知的財産権の取得や活用についての相談を希望する中小企業等

3 支援の流れ

全国47都道府県に設置している窓口にて、無料でご相談いただけます。電話・ウェブ・訪問による支援も可能です。



お問い合わせ先

知財総合支援窓口 知財ポータル

【知財の相談について】

電話：全国共通ナビダイヤル (0570-082100)
全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎします
平日 9:00 ~ 17:00 (各窓口により異なる場合があります)
URL：<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

【事業全般について】

(独) 工業所有権情報・研修館 (INPIT) 知財活用支援センター 地域支援部管理担当
電話：03-3581-1101 (内線2412)



海外展開知財支援窓口

1 支援の概要

企業等における豊富な知財実務経験を有する知財戦略エキスパートが、海外ビジネス展開に応じた知的財産リスクやその具体的対策、知的財産の管理・活用に関するアドバイス・支援を、**無料・秘密厳守**で行います。

具体的な支援内容

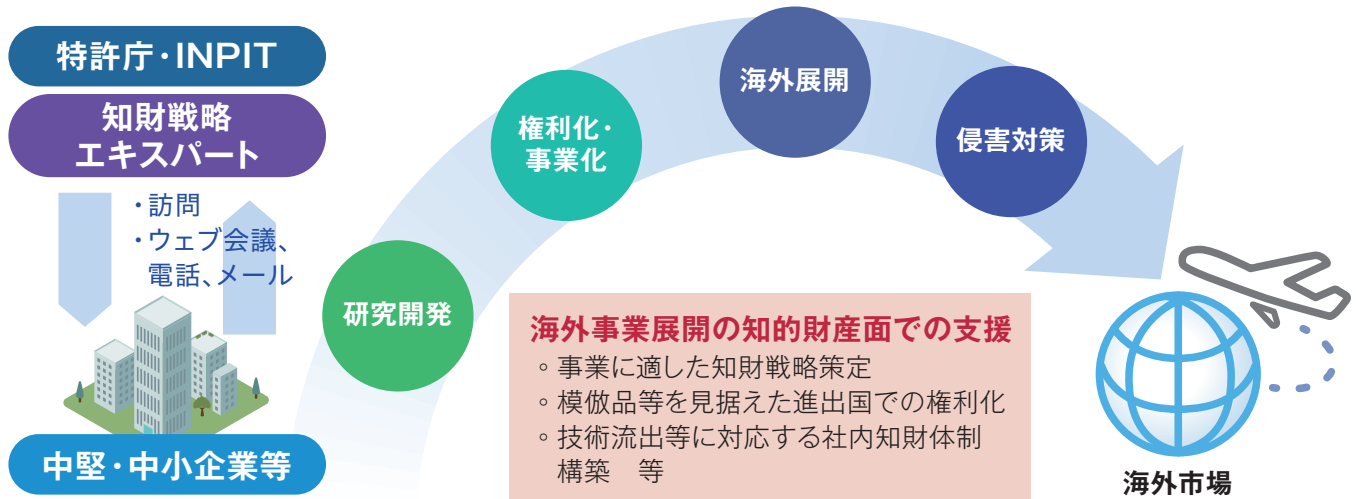
- ① 海外進出、海外事業展開における様々なお困りごと・悩みごとについて、御社までお伺いして、お悩みに対応します。ウェブ会議、電話、メールでの対応も行います。
- ② セミナー・シンポジウム・社内研修へ、知財戦略エキスパートを講師として無料で派遣し、海外展開の際の知財リスクや対応策など、ビジネス視点での知的財産の活用ノウハウを提供します。

2 支援の対象

海外進出・展開を検討している中堅・中小企業等

3 支援の流れ

(独)工業所有権情報・研修館 (INPIT) のウェブサイト、電話またはメールでお申し込みいただけます。
(無料、随時受付)



知財戦略エキスパートの支援例

- 海外知的財産事情を踏まえた事業展開に即した知財戦略の策定支援
- 海外展開の際の知財リスク軽減のためのビジネスモデル構築や契約書策定にあたってのアドバイス
- 技術流出や冒認出願等の懸念を踏まえた、外国展示会出展、サンプル・図面提供の方向性等の提案
- 海外知財リスクに対する意識向上のための啓発活動
- 技術流出のリスクを軽減するための社内知財管理体制の構築支援

お問い合わせ先

(独)工業所有権情報・研修館 (INPIT) 海外展開知財支援窓口
電話：03-3581-1101 (内線3823)
メール：ip-sr01@inpit.go.jp
URL：https://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd_madoguchi/index.html

海外展開知財支援窓口



海外の知財制度等に関する情報収集ツール

新興国等知財情報データバンク (ウェブサイト)

アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米などの各国・地域知的財産制度や公報、統計等の情報へのアクセス方法、模倣被害、訴訟対策情報、ライセンス実務に関する情報等をコンテンツとして掲載しています。

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp>

新興国 知財



お問い合わせ先▶ (独)工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 知財戦略部 エキスパート支援担当
TEL: 03-3581-1101(内線3823)

各種マニュアル・事例集・調査報告書

特許庁では、模倣品被害の多発する国・地域に関する有益な情報を、模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、各種調査報告書として取りまとめています。また中小企業等が海外進出に際して知財に絡む係争に巻き込まれるケースに備えて、訴訟リスク対策マニュアルも用意しています。

これらの資料を、是非海外展開の際ににお役立てください。

● 模倣対策マニュアル、
知的財産権侵害判例・事例集等



● 外国での知的財産に関する
調査報告書



● 諸外国の被害実態・
制度運用等調査



● 中小企業向け海外知財訴訟
リスク対策マニュアル



お問い合わせ先▶ 特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室 TEL: 03-3581-1101(内線2577)

国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) で模倣品対策の仲間を作る

IIPPFは、海外の模倣品対策に取り組む、官民合同のフォーラムです。

日本企業・団体間での情報交換の他、海外政府機関やEC事業者等との意見交換を実施しております。

2002年4月に模倣品・海賊版等の海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まり、知財保護の促進に資する目的として設立しました。

海外へのミッション団の派遣、真贋判定セミナー、国内外政府関係者・有識者による情報共有、セミナー・意見交換会、調査報告書・マニュアルの作成、等を実施しています。

共に活動する仲間を募集しています(総メンバー数:約300の企業・団体)。



IIPPF



お問い合わせ先▶ 特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室 TEL: 03-3581-1101(内線2577)

外国出願補助金の活用事例を知りたい!

「外国出願補助金」を活用し、海外に展開した中小企業等の皆様の声を集めた活用事例集を作成しています!

ぜひ、ご一読ください。

お問い合わせ先▶ 特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室
TEL: 03-3581-1101(内線2577)



👉 コチラをチェック!



海外でも知財の専門家が相談をお受けします！



No.	Tel	E-mail	No.	Tel	E-mail
1	(+1) 212-997-0453	IPPT@jetro.go.jp	6	(+886) 2-2713-8000	ipr-k1@tp.koryu.or.jp
2	(+55) 11-3141-0788	SAO_ipr@jetro.go.jp	7	(+66) 2-253-6441	bgk_ip@jetro.go.jp
3	(+82) 2-3210-0195	kos-jetroipr@jetro.go.jp	8	(+65) 6429-9553	spr_ip@jetro.go.jp
4	(+86) 10-6528-2781	PCB-IP@jetro.go.jp	9	(+91) 11-4000-6900	IND-IPR@jetro.go.jp
5	(+852) 2501-7262	hk_ip@jetro.go.jp	10	(+49) 211-136020	patent_tcd@jetro.go.jp
			11	(+971) 4-564-5878	dubai_ipr@jetro.go.jp

〈知財駐在員/IP attaché〉

特許庁は、主要国・地域に事務所を保有する団体、組織の事務所にて知的財産権制度に精通した知財専門家（調査員）を常駐させています。各専門家は、各国・地域の知的財産権制度及びその運用に係る幅広い情報収集・調査研究活動の実施とともに、現地日系企業からの相談に対して、各国又は地域の特許法律事務所を活用し法制度面からのアドバイス等を行っています。

■お問い合わせ先 特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室 TEL：03-3581-1101（内線2577）

補助金を利用した企業の紹介

フジミツ株式会社 (山口県長門市)

事業内容	食品製造業
代表者	藤田 雅史
所在地	山口県長門市東深川12537番地1
設立年	1964年
従業員数	400人
WEB	http://fujimitsu.jp/



中国で冒認出願された社名商標「フジミツ」の類似商標の不使用取消しに成功。冒認出願の経験を踏まえ、知財の権利化に積極的に取り組む

フジミツ株式会社は、山口県長門市で特産の練り物を製造する創業137年の企業。伝統的な「仙崎蒲鉾」だけでなく、様々なフレーバーの一口蒲鉾や、かにかまなどの練り製品も数多く手がけ、長年培った技術や商品により国内での売り上げは業界6位を誇る。地域（ローカル）の伝統を守り、その一方で新しい「日本の食文化」（カルチャー）を世界（グローバル）へ広げる、「グローバルな企業」を標榜とし、国内にとどまらず海外展開も積極的に行っている。

《侵害対策を実施した背景》

- 現地の子会社により、2011年には「藤光食品」の商標の登録は行っていた。
- 2020年4月：新たに中国に「フジミツ」の商標出願をしたところ、中国国家知識産権局より、「すでに登録されている商標と類似する。」として「一部拒絶通知書」を受け取った。
- 先行登録商標と指摘された商標は、当社の社名である「フジミツ」のロゴの色を変えたものを、中国企業が2017年4月に中国に出願したものが登録され、分類、指定商品などもほぼ同一であった。
- 当社のロゴは、社名である「フジミツ」をオリジナルの書体で作成したもので、当該冒認商標の出願前に、試験的に中国へ輸出し現地スーパーなどで販売していた商品に付していた。そのため中国企業のロゴは偶然の一致とは考えられず、悪意の第三者により出願されたものであると推察できた。
- 2020年11月：しかし、拒絶通知に対する不服申立の承認は望めないと判断。まずは商標出願を取下げることにした。
- 2021年7月：当社の海外展開が順調に進み、当該冒認商標への対処が急務となったことから、法律事務所に対応を相談し、無効宣告ならびに不 استخدام取消請求を、当補助金を活用し実施することにした。

《具体的に実施した対策》

- まずは、先行登録商標に対して無効審判を請求。
- 並行して、再度「フジミツ」の商標を中国に出願。
- 無効審判補充理由書と併せて、当社の「フジミツ」ロゴデザイン著作権等、中国総領事館認証済みのロゴのデザイナーとの契約を証明する書類を提出。
- 不 استخدام取消請求を請求。

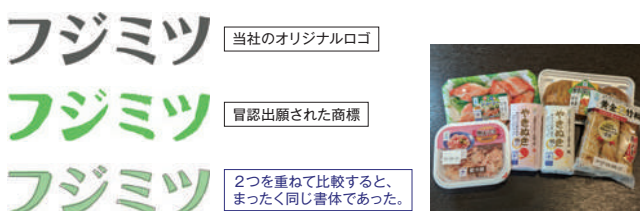
《本事業による効果と、その後の対策》

- 2021年12月：「不 استخدام取消請求」が認められ、商標を取消す旨の審判がでた。（審決受領から15日以内に相手方から再審査請求が無い場合、取消が確定する。）
- 2022年3月：中国企業による「フジミツ」商標が3年不 استخدامによって取り消される旨が公告された。
- 2022年8月：再度出願した当社の商標「フジミツ」登録が承認され登録。

《企業から》

冒認出願の苦い経験も踏まえ、今後も海外展開において、知財の権利化は安心感だけでなく、信頼性や積極的な販売活動のため必須だと考えている。「今年が当社にとって知財元年。今後も積極的に社内でも知財に関する理解促進を進め、長年培った技術の特許化にも挑戦したい」。

《当社の商標と冒認出願された商標の比較》



- 外国出願補助金
- 冒認商標無効・取消係争支援
- 知財総合支援窓口
- 海外知財プロデューサー

令和6年度 海外出願支援事業実施機関

実施機関

※域内に本社、支社、事業所等がある事業者から申請を受理します

(令和6年5月1日現在)

局	都道府県	都道府県等中小企業支援センター名	住 所	電話番号
北海道	北海道	(公財)北海道中小企業総合支援センター	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	011-232-2403
	青森県	(一社)青森県発明協会	青森市長島一丁目1-1 青森県庁北棟1階 青森県知的財産支援センター内	017-734-9417
東北	岩手県	(公財)いわて産業振興センター	盛岡市北飯岡二丁目4番26号 岩手県先端科学技術研究センター2階	019-631-3825
	宮城県	(公財)みやぎ産業振興機構	仙台市青葉区上杉一丁目14番2号 宮城県商工振興センター3階	022-225-6638
	秋田県	(公財)あきた企業活性化センター	秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎2階	018-860-5614
	山形県	(公財)やまがた産業支援機構	山形市松栄二丁目2番1号 山形県高度技術研究開発センター内	023-647-3163
	福島県	(公財)福島県産業振興センター 技術支援部	郡山市待池台一丁目12番地(福島県ハイテクプラザ内)	024-959-1951
関東	茨城県	(公財)いばらき中小企業グローバル 推進機構	水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎4階	029-224-5412
	栃木県	(公財)栃木県産業振興センター	宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内	028-670-2617
	群馬県	(公財)群馬県産業支援機構	前橋市亀里町884-1 群馬県産業技術センター内	027-265-5012
	千葉県	(公財)千葉県産業振興センター	船橋市北本町1-17-25 ベンチャープラザ船橋1階	047-426-9200
	千葉市	(公財)千葉市産業振興財団	千葉市中央区中央2丁目5番1号 千葉中央ツインビル2号館8階	043-201-9504
	埼玉県	(公財)埼玉県産業振興公社	さいたま市中央区上落合2丁目3番2号 新都心ビジネス交流プラザ3階	048-621-7050
	神奈川県	(公財)神奈川県産業振興センター	横浜市中区尾上町5丁目80番地 神奈川中小企業センタービル5階	045-633-5126
	新潟県	(公財)にいがた産業創造機構	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階 (7月より11階に移転予定)	025-246-0063
	長野県	(公財)長野県産業振興機構	長野市若里一丁目18番1号 長野県工業技術総合センター3階	026-227-5028
	山梨県	(公財)やまなし産業支援機構	甲府市大津町2192番地8号 アイメッセ山梨3階	055-243-1888
静岡県	(公財)静岡県産業振興財団	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4F	054-273-4434	
中部	愛知県	(公財)あいち産業振興機構	名古屋市中区区名駅四丁目4番38号 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)14階	052-715-3074
	岐阜県	(公財)岐阜県産業経済振興センター	岐阜市藪田南5丁目14番53号 OKBふれあい会館10階	058-277-1083
	三重県	(公財)三重県産業支援センター	津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階	059-253-4355
	富山県	(公財)富山県新世紀産業機構	富山市高田529番地 富山技術交流ビル1階	076-444-5606
	石川県	(公財)石川県産業創出支援機構	金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館1F	076-267-1244
近畿	福井県	(公財)ふくい産業支援センター	福井市川合鷺塚町61字北稲田10 福井県工業技術センター内	0776-55-1555
	滋賀県	(公財)滋賀県産業支援プラザ	大津市打出浜2番1号 コラボしが21 2階	077-511-1413
	京都府	(公財)京都産業21	京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター	075-315-9425
	大阪府	(公財)大阪産業局	東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪北館1階	06-6748-1144
	兵庫県	(公財)新産業創造研究機構	神戸市中央区港島中町6丁目1 神戸商工会議所会館4階	078-306-6808
	奈良県	(公財)奈良県地域産業振興センター	奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター3階	0742-36-8312
	和歌山県	(公財)わかやま産業振興財団	和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階	073-432-5122
中国	鳥取県	(公財)鳥取県産業振興機構	鳥取市若葉台南7丁目5番1号	0857-52-6722
	島根県	(公財)しまね産業振興財団	松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内	0852-60-5112
	岡山県	(公財)岡山県産業振興財団	岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山	086-286-9711
	広島県	(公財)ひろしま産業振興機構	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ内	082-240-7718
四国	山口県	(公財)やまぐち産業振興財団	山口市小郡令和1丁目1番1号 山口市産業交流拠点施設内(KDDI維新ホール4階)	083-902-3722
	徳島県	(公財)とくしま産業振興機構	徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館2階	088-654-0101
	香川県	(公財)かがわ産業支援財団	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階	087-867-9332
	愛媛県	(公財)えひめ産業振興財団	松山市久米窪田町337-1	089-960-1294
	高知県	(一社)高知県発明協会	高知市布師田3992番地3 高知県工業技術センター4F	088-845-7664
九州	福岡県	(公財)福岡県中小企業振興センター	福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル6階	092-622-0035
	佐賀県	(公財)佐賀県産業振興機構	佐賀市鍋島町八戸溝114	0952-30-8191
	長崎県	(一社)長崎県発明協会	大村市池田2丁目1303-8 長崎県工業技術センター内	0957-52-1144
	熊本県	(公財)くまもと産業支援財団	上益城郡益城町田原2081-10	096-286-3300
	大分県	(一社)大分県発明協会	大分市高江西1丁目4361-10 大分県産業科学技術センター内	097-596-6171
	宮崎県	(公財)宮崎県産業振興機構	宮崎市佐土原町東上那珂16500番地2 (宮崎テクノリサーチパーク):宮崎県工業技術センター2階	0985-74-3850
	鹿児島県	(公財)かごしま産業支援センター	鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館2階	099-219-1272

制度に関する
お問い合わせ

特許庁 総務部 国際協力課海外展開支援室
TEL: 03-3581-1101(内線2577)

※本冊子は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和4年2月25日変更閣議決定)」に基づく判断基準を満たす紙を使用しており、「Aランク」のみを用いて作成しているため、「紙へリサイクル可」

詳しくは▼

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html

